

氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金交付制度



能登半島地震で被災された方の住まいの再建に向け、一定の要件を満たす方が住居を新築または購入した経費に対して補助金を交付します。

◆補助対象者・金額

被災者であって、住宅を取得した時点において、次のいずれかに該当する方が対象となります。

要件	限度額 (千円未満の端数切り捨て)
令和6年1月2日から令和9年3月31日までの間に 市内で自ら居住するために住宅を取得した方（基本額）	50万円
取得した住宅で三世代同居をする方（加算） (近居の場合)	30万円 (10万円)
居住誘導区域内で住宅を取得した方（加算）	10万円
限度額 (新築又は新築取得費用の10分の1以内、中古住宅（当該住宅 の土地を含む）取得費用の2分の1以内)	最大90万円

〈用語の定義〉

- ・被災者 … 令和6年能登半島地震により居住していた住家が損害を受け、被災証明書の損害程度が半壊以上の世帯又は市から応急住宅の提供を受けた世帯に令和6年1月1日時点の住民基本台帳において属する者（ただし、賃貸物件に居住していた者を除く。）
- ・三世代同居 … 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態
- ・三世代近居 … 三世代以上の直系親族が、同一の旧小学校区又は直線距離で2km以内に居住している状態
- ・居住誘導区域 … 市街地の中で氷見市が指定する地域

◆住宅要件の申請者

共有に係る持分が4分の1以上又は持分が4分の1以上の所有者がいない場合は、最も大きい持分を持つ者であって、生計を一にする者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者が申請者となる。

◆申請期限

住宅を取得した日から **2年以内** に申請してください。

◆申請方法

申請期限までに申請書に必要書類（裏面参照）を添えて、未来戦略課まで申請してください。

※この補助金の財源に国庫補助を活用しています。他の補助制度との併用を検討している方は、併用できない場合がありますので、必ずその補助制度の窓口で補助金の交付が可能かどうかをご確認ください。

◆補助金の返還

次に該当した場合、補助金の返還が必要となります。

- ・補助金の交付を受けた者及びその世帯員のすべてが、住宅の取得の日から3年以内に転出又は転居したとき

住宅を取得した日について

- ①新築の場合
登記に記載されている新築日
- ②中古物件を購入する場合
登記に記載されている売買日
又は売買契約書の契約日

◆申請書類

- ☐ 氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金交付申請書
- ☐ 氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金申請に関する誓約書
- ☐ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ☐ 工事代金清算証明書（申請者名で作成、工事施工業者が記入）
- ☐ 口座振替申出書

【確認書類について】（※）・・本人及び同一世帯の人以外が申請する場合は委任状が必要です。

対象者	✓	書類名称	確認内容	入手方法・発行者
全員	☐	り災証明書又は応急住宅の提供を受けていたことが確認できる書類	被災した建物の被害の程度	
	☐	建物の登記（全部事項証明書）	取得日、住所、床面積 持分割合、権利者	法務局 （窓口かオンライン）
	☐	工事代金清算証明書が出せない場合 見積書、精算書、領収書、振込控え等	住宅の取得費用、支払い の完了	
	☐	各階平面図（間取りのわかるもの）	キッチン、バス、トイレ	
	☐	世帯全員の住民票 （マイナンバー <u>以外</u> 記載、続柄が入 っているもの）	現在の住所、世帯員、住 定日	氷見市市民課窓口
	☐	世帯全員の現在までの納付すべ き税の <u>完納</u> を証明する書類 （課税されていない場合は非課税証明書） ※15歳以下（中学生以下）は不要	税の滞納の有無	氷見市税務課窓口
	☐	通帳の写し（キャッシュカード可）	金融機関、支店名、名義、 口座番号	
三世代 同居 （世帯分離し ている場合）	☐	同居世帯全員の住民票	同居世帯の住所、世帯員	氷見市市民課窓口（※）
	☐	同居世帯全員の現在までの納付すべ き税の <u>完納</u> を証明する書類	同居世帯の税の滞納の有 無	氷見市税務課窓口（※）
	☐	戸籍謄本	親子関係	氷見市市民課窓口
三世代 近居	☐	近居世帯全員の住民票	近居世帯の住所、世帯員	氷見市市民課窓口（※）
	☐	戸籍謄本	親子関係	氷見市市民課窓口